

議会の動き



平成28年第9回栗山町議会臨時会(12月1日招集)と第10回栗山町議会定例会(12月13日招集)で、次の議案が審議されました。

議案

【第9回町議会臨時会】

▼平成28年度栗山町一般会計補正予算(第7号)

歳入歳出予算に591万8千円を追加し、総額を88億324万円とするもので、主な内容は、本年度の人事院勧告に伴う人件費などの補正です。

▼平成28年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算に36万2千円を追加し、総額を1億1301万4千円とするもので、主な内容は、本年度の人事院勧告に伴う人件費の補正です。

▼平成28年度栗山町介護保険特別会計補正予算(第2号)

および「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令」により、関係部分の条例を改正するものです。

▼栗山町税等の滞納者等に対する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

「栗山町個別排水処理施設条例」が制定されたことから、関係部分の条例を改正するものです。

▼栗山町農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例

「農業委員会等に関する法律」が一部改正されたことから、関係部分の条例を改正するものです。

▼栗山町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

平成29年度より個別排水処理施設事業を開始するにあたり、下水道事業における各区域内の計画人口に変更が生じたこと、および当該事業の会計処理を地方公営企業の適用を受け、下水道事業の一部門として処理することから、関係部分の条例を改正するものです。

▼道央廃棄物処理組合規約の一部変更
廃棄物焼却施設建設に要する経費および維持管理費の負担割合を決定するにあたり、経費の支弁の方法を変更することから、規約を変更するものです。

歳入歳出予算に8万5千円を追加し、総額を13億9874万2千円とするもので、主な内容は、本年度の人事院勧告に伴う人件費の補正です。

▼職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

▼栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

▼特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
以上3件は、本年度の人事院勧告に伴う人件費などを改定する勧告がなされたことから、関係部分の条例を改正するものです。



▼教育委員会委員の任命

任期満了に伴い、湯地定晴氏(朝日3)を任命するものです。任期は、平成28年12月22日から平成32年12月21日までの4年間です。

諮問

【第10回町議会定例会】

▼人権擁護委員の推せん
人権擁護委員として、土田清美氏(松風4)が同意されました。

意見書

【第10回町議会定例会】

▼大雨災害に関する意見書
以上1件は可決され、関係省庁に提出されます。



【第10回町議会定例会】

▼平成28年度栗山町一般会計補正予算(第8号)

歳入歳出予算に2億3533万円を追加し、総額を90億3857万円とするもので、主な内容は、担い手確保・経営強化支援事業補助金などに係る補正です。

▼平成28年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算から19万6千円を減額し、総額を20億3632万1千円とするもので、主な内容は、北海道国保連合会負担金の確定による補正です。

▼平成28年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算に5万円を追加し、総額を13億9879万2千円とするもので、主な内容は、過年度介護保険料の減額更正による補正です。

▼平成28年度栗山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算に11万円を追加し、総額を1億8679万円とするもので、主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う補正です。

▼栗山町個別排水処理施設条例
生活雑排水の処理に係る合併処理浄化槽について、町が設置主体となり、生活環境の向上と公共水域の水質保全に資するため、新たに条例を制定するものです。

▼職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

「地方公務員の育児休業等に関する法律」および「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、関係部分の条例を改正するものです。

▼財政事情説明書の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例

財政状況の公表との整合性を図り、町民、議会、行政との情報共有が一層図られるよう、関係部分の条例を改正するものです。

▼栗山町税条例等の一部を改正する条例

「地方税法等の一部を改正する等の法律」「所得税法等の一部を改正する法律」および「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令」により、関係部分の条例を改正するものです。

▼栗山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
「所得税法等の一部を改正する法律」

地酒でかんぱい!

第10回町議会定例会で、「栗山町地酒で乾杯を推進する条例」が新たに議決されました。

この条例は、地酒で乾杯する習慣を広めることで、地酒の普及を図る

とともに、日本食文化を継承することにより、地域資源の掘り起こしや地域産業を振興するものです。
施行は、本年1月1日からです。

栗山町地酒で乾杯を推進する条例(要旨)

(目的)
第1条 本町で生産された酒米により製造された日本酒での乾杯の習慣を広め地酒の普及促進、情報発信などによる地域や町内産業の活性化を図る。

(町の役割)
第2条

地酒による乾杯とその普及促進に取り組むように努める。

(事業者の役割)
第3条

地酒の普及促進などに取り組むように努める。

(町民の協力)
第4条

地酒による乾杯の普及促進に関する取り組みに協力するよう努める。

(嗜好等への配慮等)
第5条

個人の嗜好および意思を尊重するように配慮するとともに、健康管理や交通ルール、飲酒マナーを遵守しなければならない。





後期高齢者医療制度

高額介護合算療養費と医療費通知

【問い合わせ】

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
町住民生活課住民・国保グループ ☎ 73-7508

■高額介護合算療養費

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度で、同じ世帯の被保険者が1年間に支払った後期高齢者医療制度と、介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。

なお、手続きには自治体窓口への申請が必要になります。

◇自己負担限度額

【1年分の自己負担額の計算期間】

8月1日～翌7月31日

負担割合	区 分		自己負担額の 合計の基準額
3割	現役並み所得者		67万円
1割	一 般		56万円
	住民税 非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

【対象外】

後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかがない場合

【支給外】

支給額が500円以下の場合

※1

世帯全員が住民税非課税である方

※2

世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得がない（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、町住民生活課住民・国保グループまでお申し出ください。

■医療費通知を全受診者に送付

これまでは希望者にお送りしていましたが、平成28年9月送付分より全受診者（平成28年1月～6月に受診された方）に医療費通知します。

なお、発行時期は従来の9月と翌年3月に変更ありません。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H26年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H26年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

※確定申告（医療費控除）の添付資料として使用できません。
※この通知は皆さんの受診状況をお知らせするもので、請求書ではありません。

◇医療費通知の活用

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など、皆さんの健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数などに間違いがないか確認しましょう。

民生委員・児童委員 主任児童委員を委嘱

新任委員6人を含む40人の民生委員・児童委員および主任児童委員に12月1日、厚生労働大臣からの委嘱状が伝達されました。

民生委員・児童委員は、地域に暮らす方々の身近な窓口として、医療や介護の悩み、子育ての不安、経済的困窮その他の暮らしの心配ごとなど、さまざまな生活の相談に応じます。

あなたがお住まいの地区を担当する委員は、次のとおりです。（任期は3年間）

【問い合わせ】

町保健福祉課福祉・子育てグループ ☎ 73-2222



氏 名	担 当 区 域	電話番号
青木 明光	松風第1・第2、寺町	72-4513
畠山 和久	松風本町・第5・第6	72-3883
山崎 君子	松風第7・第8・第9	72-6690
木戸 英友	松栄、青葉	72-3726
中井 幸範	睦	72-3497
坂井 亨	7・8・9区	72-4391
得地 康則	12区	72-2814
後藤 忠弘	2・3・4区	72-2494
富澤 勇	5・6区	72-5532
丸山 紘司	南（南町内会7～10班）	72-0683
山内 道昭	南（南町内会2～6班）	72-5340
渡辺 操	中央	72-1959
坂井 雅子	錦地区（10区、北区、栗山農事※道道北側）	72-2447
中村美恵子	錦地区（西区、雇用促進住宅、栗山農事※道道南側）	73-3300
角田 伸慶	山の手、桜丘	72-1093
島 武美	朝日3丁目（朝日町内会6～10班）	72-2666
佐藤 暁美	朝日2・3丁目（朝日町内会1～5班）	72-6824
荒木 靖允	朝日4丁目（朝日4丁目町内会1～6班、12～13班）	72-3591
富山 政枝	朝日4丁目（朝日4丁目町内会7～11班、14班、町内会に属さない区域）	72-6310
前田 透	富士（南町内会除く）	72-5185

氏 名	担 当 区 域	電話番号
榎本 孝子	中里（角田幹線排水路東側）	72-0114
川合 孝俊	中里（角田幹線排水路西側※中里団地、新里町内会を除く）共和、三日月	72-4617
伊達 桃代	中里団地、新里	72-0664
北山美智子	湯地	72-5068
正井 文雄	雨煙別、緑丘	72-4587
菱谷 栄次	鳩山、森	72-4816
宮田 正弘	北学田、桜山	72-4434
本田 諭	杵臼、旭台	72-4452
月輪 淳裕	角田（第1町内※国道東側、第5町内）	72-0257
岩部 洋	角田（第3町内、曙団地）	72-1019
橋元久美子	角田（第1町内※国道西側）、第2・4町内	72-0371
木内 達也	大井分、阿野呂	72-4446
棟棠 英俊	南学田	75-2379
佐藤 恵子	継立（3・4・A・P・公住・恵北・松原・継団町内、農事組合※継北通北側）	75-2056
柴田 晃	継立（1・6・8・11・12・栄・中央町内、農事組合※継北通南側、町内会に属さない区域）	75-2451
沼山千代子	日出	75-2438
高橋 慎一	御園	75-2826
大坪 昇	南角田、円山、東山、滝下	75-2274
山本 光子	全地区担当、主任児童委員	72-4109
安藤 晴美	全地区担当、主任児童委員	72-1470



（右）小原 道城さん

紺綬褒章
雨煙別出身で書道家の小原道城（本名 小原昇）さんに公益のために私財を寄付した者に与えられる「紺綬褒章」が授与されました。
小原さんは、道内の高校や大学で教員を務め、その後書道家となり、日本の現代書道を国内外に発信し続けています。
一昨年12月、本町の教育と児童福祉のために2000万円を寄附されたことから、このたび、紺綬褒章が授与されました。



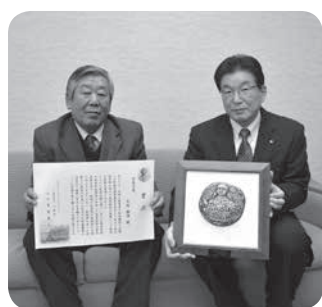
栗山町共同募金委員会の皆さん

中央共同募金会 会長表彰
栗山町共同募金委員会が、全国社会福祉大会で中央共同募金会から会長表彰が授与されました。
同会は、学校募金や栗山天満宮例大祭での街頭募金などを行い、地域の福祉活動を支援しています。
今回、全国大会への推薦基準を満たしたことにより、社会福祉法人北海道共同募金会が推薦。昭和52年と今年の全道表彰がありました。全国表彰は創立以来、初めてとなりました。



八木橋義則さん

北海道 社会貢献賞
町議会議員を5期20年にわたり務められ、一昨年4月に勇退された元副議長の八木橋義則さん（松風4）が北海道社会貢献賞（自治功労者）を受賞しました。
八木橋さんは平成7年5月、町議会議員に初当選以来、地方自治の振興に努められ、町民福祉の向上と活力あるまちづくりに尽くされました。
八木橋さんは「応援していただいた皆さんに感謝するとともに、これからも頑張っていきたいと思います」と話していました。



（左）大西 勝博さん

安孫子賞
有限会社粒里代表取締役社長の大西勝博さん（大井分）が、道内農業の発展に貢献された農業者に贈られる「安孫子賞」を受賞しました。
大西さんは、地域連携型農業生産法人の設立と、高収益作物の導入や選果施設の整備により、地域の生産性や収益性を大幅に向上させるとともに、新規参入者への指導など、後進の育成にも尽力された功績がたたえられ、町内で初めての受賞となりました。
大西さんは「サポートしてくれた人たちのおかげです」と話していました。



高橋 慎さん

善行表彰
自然環境保護・保全・教育活動に、長年、多大な貢献をされている高橋慎さん（松風4）が町から善行表彰を授与されました。
高橋さんは、昭和60年に国蝶「オオムラサキ」を発見。「栗山ふるさと自然体験プログラム集・指導事例集」を作成し、小中学校の年間指導計画に採用され、学校教育にも貢献しています。
高橋さんは「私以外にも頑張っている人はたくさんいるので、その方にも目を向けていただけたらうれしいです」と話していました。



所得税について

文・星 洋子 さん

くりやまライフサポーター
応援ファイナンシャル・プランナー（FP）

どうなる？ 配偶者控除

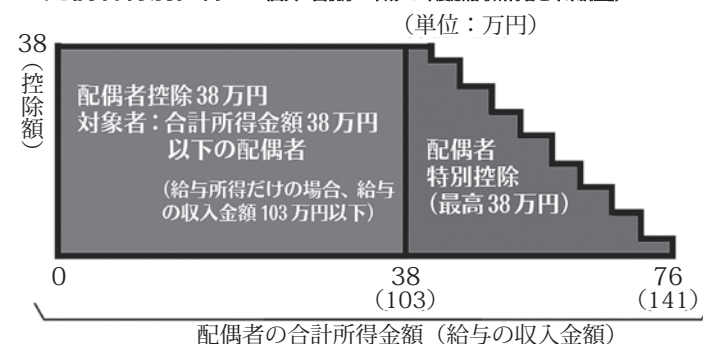
自営業者の1年の総決算が所得税の確定申告です。当年の所得を翌年3月15日までに税務署に申告し所得税を確定します。
会社員は、毎月概算で所得税を給料から天引きして年末に精算します。これを年末調整といいます。
ただし、たくさん医療費がかかった年や、年の途中で退職した場合などは、確定申告して所得税の再計算をします。
さて、所得税で気になるのが、現在見直しが進められている「配偶者控除」です。
配偶者控除とは、妻（配偶者）の年収が103万円以下の時、夫の年収から38万円を控除する制度ですが、どうやら廃止ではなく制度を残して対象となる年収額を引き上げる方向で最終調整に入りました。（11月末現在）
ただし、現在も年収が103万円を超えた場合は「配偶者特別控除」があり、141万円未満までは、段階的に夫の所得控除があります。



ほし ようこ
1級FP技能士、2級DCプランナー。一般企業で10年以上経理・総務業務に従事しながら、自身の家計の見直しのためにFPの資格を取得。ライフプランを提案する独立型FPとしてセミナー講師、相談業務などを中心に活躍中。

す。（夫の所得制限有り）
実はこの「配偶者控除」と「配偶者特別控除」の他に、企業独自の「配偶者手当（家族手当）」があります。ほとんどの企業で、この手当の支給基準になっているのが、配偶者控除の対象年収額である103万円です。
この額を越えた場合、手当をもらえない仕組みの企業が多いため、「103万円の壁」となり、配偶者の就業意欲の妨げになっていました。
今回の税制改正を受けて、各企業でもこの配偶者手当の見直しを始めているようです。

＜配偶者特別控除＞（出典：国税庁「平成28年度版給与所得者と年末調整」）



定員は各場所5人

F P 無料個別相談会のご案内

こんな方にオススメ！

家族が増えたので保険を見直したい、将来の教育費はいくら準備すればいいかわからない、これから住宅購入を考えているが、ローンの組み方がわからない など

【申込先・問い合わせ】

町若者定住推進室 ☎ 73-7521

Email wakamonoteijuu@town.kuriyama.hokkaido.jp

相談会の日

1月23日（月）・31日（火）

（相談の時間帯）

① 9:40~10:40 ② 10:50~11:50 ③ 13:00~14:00

④ 14:10~15:10 ⑤ 15:20~16:20 ※相談時間：一人1時間

相談会の場所

（1月23日）カルチャープラザ「Eki」

（1月31日）総合福祉センター「しゃるる」

申込締切
1月13日（金）まで

「ふるさととは栗山です。」という合言葉

角田にある泉記念館には、泉麟太郎翁が大正13年、83歳の時に書かれた扁額が掲げられています。

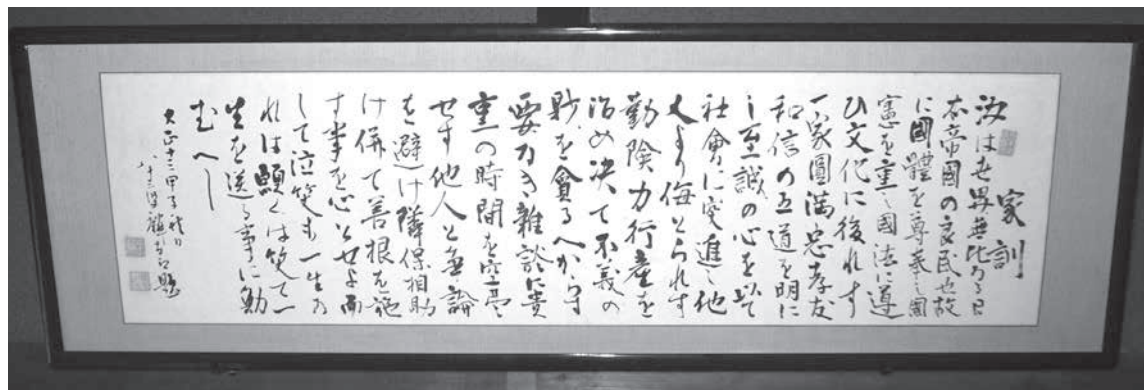
その扁額には、「日本帝国の良民：一家円満、忠孝友和信の五道」を実行し、「至誠心を持った社会人」で「不義の財を求めず、時間を有効に使い、隣保相助け合い：笑って一生を送れ」と書かれています。

また、雨煙別の藤森洋平宅には、明治30年代、長野県諏訪から移住した初代の忠蔵翁が書かれた掛軸が床の間に掲げられています。

8条にわたり「家憲 神仏を敬い、祖先を崇め、父母に孝行を尽くしなさい。自ら進んで一心を公のことに奉仕し、堅く国の法律を守りなさい。家族は皆、和を持って相互に信頼し合い、ともに家業に励みなさい。…」と書かれています。

昨年、正力松太郎賞受賞、日本シリーズ、4年ぶりにパシフィック・リーグを制覇した栗山英樹北海道日本ハムファイターズ監督が、北海道新聞（9月29日付）に、次のような文章を寄せています。

「…2012年に監督に就任して数カ月は札幌のホテル住まいだった。でも、ホテルにいたらずっと試



泉記念館に掲げられている泉麟太郎翁の扁額

合のことがばかり考えてしまうので、空知管内栗山町に自分で造成した野球場『栗の樹ファーム』から通うことにした。栗山は自分に戻れる場所。日々、家の周りの草刈りをして、最近ではもみじやひょうたんも植えた。自然と向き合っていると、大切なことを思い出させてくれる。…」

「家訓・家憲」は、激動の時代を経てきた自分の生涯を振り返り、次世代への「思い（国や家、生活信条など）」を伝えようとしたものと思われまふ。栗山の「自然風土」の意味を述懐する栗山英樹氏の「寄稿文」とは一世以上の歳月の流れがあります。

平成29年の年頭にあたり、私は「町史編さん作業」の中で、「ふるさととは栗山です。」という合言葉「ふるさと・ふる里・故郷・郷里など、そして現在の居場所」と「栗さん」著『未徹在』の中に吐露されている言葉「人間力・志・脳の食事・慣れ等など」をかみ締めています。（阿部）

【問い合わせ】

栗山町史編さん室
☎7820

北方四島返還の早期実現を

2月7日(火)は 北方領土の日



1月21日(土)から
2月20日(月)まで
役場旧庁舎ロビー
に署名コーナーを
設置します。

【問い合わせ】

町総務課総務グループ ☎72-1111

あなたの
悩みに

コタエを
出します

すべての相談の相談料が
無料になりました。

相談予約ダイヤル

0126-33-8373

平日 10:00~16:00 (12:00~13:00を除く)

札幌弁護士会 南空知法律相談センター

「繋ぐ想い」〜咲かせよう未来への花 夢・希望に満ち溢れさせるために〜

明けましておめでとうござい
ます。

本年、第49代理事長の職をあずかりました中井浩輝です。栗山青年会議所は18人のメンバーのもと、ま
ちの活力と
なるよう邁
進してまい
ります。



さて、本年は「繋ぐ想い」〜咲かせよう未来への花 夢・希望を満ち溢れさせるために〜をスローガンに掲げ、「まちづくり」を進めます。

今、こうして生活ができていることへの感謝の思いを持ち、先達が大きな試練に挑み、未来の姿を思い描きながら築き上げられた上に私たちが立っています。その思いを紡ぎ、希望をもってこの地域の未来を描いていくことが必要不可欠です。全ては未来のこの地域に住まう人々のために他ならないと考えます。

まずは、私たちが地域を主体的に引っ張っていくリーダーとして、主体性を持って行動できるようにするための資質向上事業や40歳で卒業という新陳代謝を繰り返すこの組織で

会員拡大を引き続き推し進めます。

そして、地域を活性化するために、まち単体だけでなく地域間連携の強化、豊富な資源の複合化も視野に、地域の魅力・特色を発信します。また、次代を担う子どもたちを健全な成長へと導くために、この地域が誇る潤沢な自然環境と触れ合う機会を作り、感性・知性からなる豊かな心を育んでまいります。

さらに、地域の方々のさらなる郷土愛醸成として、夕張川自然再生協議会と連携・協力し、サケ・マス自然産卵に向けた課題に取り組みます。

最後になりますが、一年間、栗山青年会議所の運動を地域の皆様のご理解とご協力を得ながら創り上げていくとともに、皆様のご多幸とご健勝を心よりご祈念申し上げます。新年のごあいさついたします。

昨年は、栗山町の皆様のお力添えのもと、多くの「まちづくり運動」に邁進させていただくことができました。

心よりお礼申し上げます。



一般社団法人栗山青年会議所
第48代理事長 蛭名 勇人

栗山の魅力発信のために——先進地視察で得たもの

こんにちは。地域おこし協力隊、若者定住・移住担当の小葉松真里です。



栗山町に来て早いもので9カ月がたち、シティープロモーション事業、ふるさと納税の感謝イベント、町外の若者を対象に行ったモニターツアーなど、さまざまな経験をさせていただいています。

先日、今後の活動をより有意義なものにするため、他の隊員と高知県へ地域おこしの先進地視察に行ってきました。

地域資源を活用した商品開発で成功している企業や、首都圏から若者を呼び込む仕掛けを生み出している法人など、実際の取り組みを学ぶことができました。

一般的なサイズの3倍もの大きさがある栗を生産し、付加価値を付け

ていたり、田舎と都会の若者をつないで一次産業の現場に若者を送り込み、商品開発や農業の魅力を発信する事業など、活発な取り組みを学ぶことができました。

栗山町をはじめ、地方にはまだまだ魅力的な資源が山ほどあるのではないかと、とあらためて気付かされる貴重な経験でした。

来年度も、栗山町の魅力を発信していくさまざまな活動をしていく予定ですので、少しでも今回の視察先で学んできたことが生かされればと思います。





安全で安心なまちを目指して

【問い合わせ】
町住民生活課
生活安全グループ
☎ 73-7510

雪道は危険！状況に応じた対応を

冬季間（11月～3月）の路面は、積雪や気温の低下などにより非常に滑りやすく、状況も刻一刻と変化します。冬季間は、時間に十分なゆとりを持ち、ゆっくり行動することで交通事故を防ぐことができます。

■運転者の冬道事故防止ポイント

○凍結・圧雪路面では、急ブレーキ時の制動距離（ブレーキ距離）が夏場の乾燥路面と比べ3倍以上になります。急ブレーキや急発進をせずに慎重な運転を心掛けましょう。



○交差点進入時は、轍やアイスバーンなどの路面の変化に注意しましょう。また、雪山の陰から歩行者や車が突然出てくる場合がありますので、十分に注意しましょう。

○悪天候時に外出する際は、天気予報

や交通情報を確認し、不要な外出は控えるようにしましょう。

○歩行者の近くを通過する際は、安全な間隔の保持や徐行をして、突然の転倒や急な飛び出しなどに対応できるように心掛けましょう。

■歩行者の冬道事故防止ポイント

○歩くときは歩幅を小さくし、足の裏全体に体重をかけるように歩きましょう。

○道路を渡るときは、必ず横断歩道を利用し、信号が青の場合でも必ず左右を確認してから渡りましょう。



○夕方から夜にかけて外出するときは、運転者の目につきやすいように明るい色の服装や夜光反射材を身に付けましょう。

除雪中の事故を未然に防ぐために

屋根の雪下ろし中の事故が最多

雪による人的な被害は、屋根の雪下ろし中の事故が最も多くなっています。除雪などによる事故を未然に防ぐために、次のことに注意しましょう。

【問い合わせ】
町総務課
広報・防災・情報グループ
☎ 73-7501



..... 除雪時の注意事項

◆屋根の雪下ろしは…

- ◇必ず複数人で作業する。やむを得ず1人で行う場合は近所に声をかける
- ◇万一に備え命綱をつける
- ◇屋根下の通行人や子どもなどに十分注意
- ◇屋根の雪がゆるむため、晴れの日ほど要注意

◆除雪機を使うときは…

- ◇機械に巻き込まれないよう、服装に注意
- ◇雪が詰まったなど、トラブル時はエンジンを停止
- ◇周りの状況を確認し、通行人や子どもなどに注意
- ◇除雪道具はこまめに手入れをして、点検を行う

◆その他の注意

- ◇作業開始直後と疲れたと感じたときは、特に慎重に行動
- ◇除雪作業時には、携帯電話の携行を忘れずに
- ◇除雪後、汗をかいたら着替えるなど、除雪時の健康に注意

ごみ分別のご協力をお願いします



【問い合わせ】
町環境政策課
環境政策グループ
☎ 73-7511

ごみ焼却施設の費用負担割合が決定

2市4町が加入している道央廃棄物処理組合が建設するごみ焼却施設の建設に要する経費・維持管理費の負担割合が、平成28年12月に関係市町全ての議会で議決されました。

負担割合の決定

広域による焼却施設建設と各市町が単独で焼却施設を建設した場合の負担額の比較検討を十分に行い、2市4町の合意により負担割合を決定しました。負担割合は、次のとおりです。

■施設建設に要する費・維持管理費の負担割合

【施設建設に要する経費】	
○関係市町割	50%
○ごみ処理量割	50%
【維持管理費】	
○関係市町割	30%
○ごみ処理量割	70%

施設建設に要する経費は組合で試算した建設費約127億円のうち、国などの補助金を除く約85億円で、その

50%に当たる42億5千万円を「関係市町割」として、千歳市、北広島市、南空知公衆衛生組合（長沼町、由仁町、南幌町）、栗山町で4分の1ずつ均等に負担し、残りを「ごみ処理量割」として、各市町のごみ焼却排出予定量（表1）に応じて負担することとなります。また、25年間の維持管理費は、試算額を約112億円とし、その30%を「関係市町割」、70%を「ごみ処理量割」とします。

栗山町は生ごみを焼却

各市町のごみ焼却排出予定量（表1）を基に算出します。

本町は今後、生ごみの焼却を行いますが、南幌町・由仁町・長沼町の3町で構成される南空知公衆衛生組合では堆肥化処理を継続することから、生ごみの焼却は行わないため、南空知公衆衛生組合のごみ焼却量と本町のごみ焼却量の全体割合はほぼ同じになり、施設建設に要する経費・維持管理費の負担額はほぼ同額となります。

表1 関係市町の負担額とごみ焼却排出予定量

	千歳市	北広島市	南空知公衆衛生組合				栗山町	合 計
			南幌町	由仁町	長沼町	計		
①施設建設に要する経費（億円）	38	22	4	4	5	13	12	85
年間処理量（t）	25,079.2	10,168.4	602.2	406.2	934.7	1,943.1	1,649.6	38,840.3
処理量割合（%）	64.57	26.18	1.55	1.05	2.41	5.00	4.25	100.00
②維持管理費（億円）	59	29	4	3	5	12	12	112
合 計 ①+②（億円）	97	51	8	7	10	25	24	197

※ごみの年間処理量の基準年は平成42年です。
※端数処理により合計と内訳が一致しない場合があります。